

かな盤を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 類型	労働者 規模
2017	1	13~14	工場内の「直角二面かな」（横軸歯）を使用して素材の表面加工をしていた。素材を両手で押す形で作業していたが、手がすべって左手中指が横軸歯の中に入り、左手中指つめの1/2位を切損した。安全カバーを外す状態で固定していたことが原因と思われる。	63	10501	8	30~49
2017	2	10~11	工場内で手押しカンナで、材木を加工中、誤って左手人差し指の先端がカンナに触れ受傷した。	32	10501	8	1~9
2017	2	11~12	作業所内で内装工事用の木材を手押しカンナ盤で削っている時に、回転している刃に指が触れてしまい右手人差し指の先端を切傷した。	65	10409	8	1~9
2017	3	17~18	会社の作業場で、木を電動押カンナ盤で削る作業中に手が滑り右手親指ひらが電動押カンナ盤の刃に触れ負傷した。	30	10501	8	1~9
2017	3	9~10	自社加工作業場内で木材加工中、カバーに手を掛けてしまい、右手の指が回転中の刃に接触してしまい負傷した。	27	10409	8	1~9
2017	3	13~14	玄関リフォーム工事で使用する木材を自動カンナ壁を用いて加工中、材料を送っている手が誤って刃に触れ、右手の人差し指・中指・薬指を損傷した。	30	30202	8	1~9

2017	3	13~14	工場で、木製下駄箱部材（長さ100cm、巾33cm、厚さ1.8cm、桧材）を手押しカンナで加工中、材料が薄いため指が滑り、親指が刃に当たり負傷した。	69	10503	8	1 ～ 9
2017	3	9~10	自社の作業場にて、直角二面かな盤による木材寸法取りを行っているときに、一面分の作業時に不必要であった二面目の切削部を動作させたまま作業を行ってしまい、木材が送り部に弾かれた勢いで二面目の切削部に右手が触れてしまった。	64	30202	8	30 ～ 49
2017	4	16~17	社内工場で自動カンナ機で木材加工中、手元不注意で指が刃先に接触し負傷した。	64	30202	8	1 ～ 9
2017	4	9~10	作業場に於いて、電気万能機手押しカンナ盤（床固定式・木材をスライドさせてカンナ仕上げする）を使用中、木材を押さえていた左手が滑り、カンナ刃（ロータリー回転刃）に左手小指が巻き込まれ、第2関節より先が切断された。欠損した部位を接合するのは困難なため縫合処置となった。	37	30202	8	1 ～ 9
2017	5	14~15	工場内で手押しカンナ盤で木取りをしている時に、木材の上ののせていた右手が滑り、下にある刃物に右手小指が巻き込まれた。	25	10409	8	10 ～ 29
2017	5	7~8	改築工事に使用する木材を電動カンナで加工中、誤って刃に左手が触れ負傷した。	22	30202	8	1 ～ 9
2017	6	16~17	加工場において、3人でカンナ掛けをしていた際、電動カンナで角材を上から押しつけカンナ掛けしている最中に、木材の先端を持っていた右手が滑り、手袋のまま巻き込まれ、右手人差し指第一関節より切断した。	42	10401	8	1 ～ 9
2017	6	16~17	加工作業場にて木材の加工仕上げ作業中であった。自動手押しカンナ盤で木材を送っていたところ、木材の固い節の部分が弾けてそれを押さえようとして右手をカンナ刃に引っ掛けてしまった。	30	30202	8	1 ～ 9

2017	6	9~ 10	作業場で木材のきざみ作業中に、機械に右手（ゴム手袋着用）を巻き込まれて負傷した。	35	30202	8	1 ~ 9
2017	6	14~ 15	社内作業内で、材木（1800×90×15）を手押しプレナーにて加工中に手が滑り、左手示指を切断した。安全カバーが破損し、取り外していた為に事故が発生した。	64	10409	8	1 ~ 9
2017	6	2~3	天板加工で、手押し作業をする時に安全を怠った為、左手の薬指の先を引っかけて切創した。	69	10409	8	1 ~ 9
2017	6	9~ 10	当社工場内にて、自動カンナで木を削る作業中、削っていた木がずれて動き、その際に左手人差し指がカンナの刃に当たり切傷した。	35	10503	8	1 ~ 9
2017	6	18~ 19	新築工事（元請工事）にて使用する材料（木材）を自社工場内で自動手押しカンナを使用して加工中、右手が回転する刃の部分に当たり、右手指3本を負傷した。すぐに救急車で病院へ搬送された。	45	30201	8	1 ~ 9
2017	6	9~ 10	当工場内でプレナー（カンナ機）仕上げ作業中、材料が上刃の安全カバーを押し上げたため、カバーを定位置に戻そうとして、回転している刃物に左手の薬指が触れて負傷した。機械トラブルの時は必ずスイッチを切ってから作業するべきところを怠ったため、災害が発生した。	52	10409	8	10 ~ 29
2017	7	11~12	作業場において、修繕工事に使用する木材をカンナ機で加工途中でカンナ機の刃を脱着していたが、誤って手を滑らせ左手の第2指、4指、5指を切傷してしまった。	70	30202	8	1 ~ 9
2017	7	14~ 15	事業者の作業工場における木材の加工中の事故である。自動かな盤使用時、木材の角がローラーの溝に引っ掛かり、進行方向に流れず反発し、勢いよく使用者の手元に戻ってきてしまい、右手を負傷した。	32	30202	6	1 ~ 9
		19~	自社工場で手押し鉋で加工中、安全カバーが閉まるまで材料を通さ				1

2017	7	20	ず、引き戻したときに誤って指が刃に当たり負傷した。	34	30209	8	～ 9
2017	9	13～ 14	工場改修工事現場で使用するための木材を会社敷地内で切断する作業をしているときに、電動手押しカンナに左手小指を巻き込まれて、第一関節から失ったもの。	22	30202	8	～ 9
2017	9	15～ 16	りんご木伐採作業中に、電動工具にてケガした、切った木材を加工中、右手で電動工具を持ち左手で木材を持って作業していたところ、誤って左手の親指と中指を工具の刃で切ってしまった。	69	60101	8	～ 9
2017	9	11～ 12	木材加工用モルダのハナ取り中、木材加工用ダストの吸い込みを確認するために加工機の刃と接触し、左母指の皮膚を欠損した。	55	10401	8	～ 29
2017	9	14～ 15	整備中、板の加工中据え付けの電動カンナに手がすべり、電動カンナの刃に右手中指があたり負傷したものである。	61	30202	8	～ 9
2017	9	16～ 17	工務店作業場に於いて、2m×105×105の木材加工中に、手がすべり回転する刃に左人差し指中指を接触し負傷する。	31	10409	8	～ 29
2017	9	11～ 12	木材加工用の機械（手押しプレナー）で、長さ45cm巾6cm厚1.5cmの木材を削っている時に、比較的短く厚みが薄い木材（板状）だった為（長ければプレナーの刃の上部には手を置かない）、また回転する刃の抵抗力もあり、それを押さえつけながら（負傷者から見て前方へ）押し削っていた時に運悪く手が滑って、高速回転するプレナーの刃に触れてしまった。	38	30202	8	～ 9
2017	10	9～ 10	会社作業場内の木材加工機械の手押しカンナ盤で木材22×55×2000mmを手で押し削っていた時、木材を移動させようと左手を前に出した時、左手が木材から滑り左手中指の先がカンナ盤の刃に触れ、左手中指の先を負傷した。	43	10503	8	～ 9

2017	12	11~12	<p>自社作業場において、改築工事に使用する材料を直角二面かな盤で削っているとき、誤って左手親指の腹側が刃に接触し負傷した。</p>	35	30202	8	1 ~ 9
------	----	-------	--	----	-------	---	-------------

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_06.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html)